

人生を豊かにするライフプラン 相続、贈与、遺言について

福井県金融広報アドバイザー

蒲 幸恵 (がまゆきえ)



セカンドライフの生活にあった方がよい7つのもの

1. 健康
2. 多少の経済力
3. 配偶者、家族
4. 生産性 (ボランティアでもよいので社会とつながり)
5. 趣味を持つ
6. おしゃれをする
7. 目標を持つこと

具体的なライフプランを作成してみよう

別紙参照

- ライフプランとは人生設計書
- ライフプランを元に
ファイナンシャルプラン（資金計画）をたてる
- これからの10年間くらいをイメージする

日本の介護問題

介護の課題

- ・ 介護施設入所への待機者36.6万人
待機児童（4.7万人）の約8倍
- ・ 介護離職者数と転職後の就労環境

介護費用について

- ・ 介護初期費用 80.3万円

施設に入居の場合

初期費用 + 毎月の費用平均11.7万円 × 平均介護期間59ヶ月 = **770.6万円**

在宅介護の場合

初期費用 + 毎月の費用平均5.0万円 × 平均介護期間59ヶ月 = **375.3万円**

最近講演を聞き100歳まで長生きする秘訣

～富田勝郎先生より～

- 100歳人生は〇〇〇の宝
 1. まずは100歳人生を目指す**決心**を。
 2. メタボ対策・足腰対策
 3. にこにこ人生を心がける

1.運動 2、食事 3、日光浴

週2回でも軸圧刺激

65歳以上は1日8000歩、スクワット

最近の相談事例

- 相続申告増加
- 不動産名義
変更

相続



- 現金贈与
- 孫への贈与

贈与



インディングノート
公正証書

遺言



相続とは？

亡くなった人の財産上の地位を、
家族などの相続人が受け継ぐことをいいます。



① 富の再分配 ② 一生の所得税の精算

- H27 約129万人相続
課税対象となった被相続人数は約10万3千人
課税割合は8% (H26 4.4%)
- 金沢国税局管轄内 H27 33,982人相続
課税対象になった被相続人数 2,300人
課税割合は6.8% (H26 3.4%)
- 福井県 H27 8,971人相続 619人申告必要
(課税割合6.9%)

相続の「昔と今」の考え方の違い

	昔	今
民法	家督相続 ※長子単独相続	諸子均分相続
死後のこと	縁起でもない!!	自分で決める
時代背景	<ul style="list-style-type: none"> ・財産分けは「第一子がすべて相続」 ・財産を引き継ぐ = 墓守は絶対 ・死後のことは家族にまかせる ・言わないことが美德 ・3世代同居「死」が身近にあった ・人生50年 ・情報は親族からの「口伝え」 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産分けは「兄弟みな平等」 ・介護墓守は長男、財産は等分 ・自分のことは自分で決める ・終活、エンディングノートの活用 ・核家族化⇒「死」がはじめて ・人生100年 老老介護⇒認認介護 ・情報はインターネット



親と子の考え方の違い

親



争うほど財産がないから大丈夫。



主人に全部まかせつきりだから。



うまくわけてくれると思うよ…

何も知らない、何も
決めない親が多い!!

子



長男だからいろいろと心配だよ

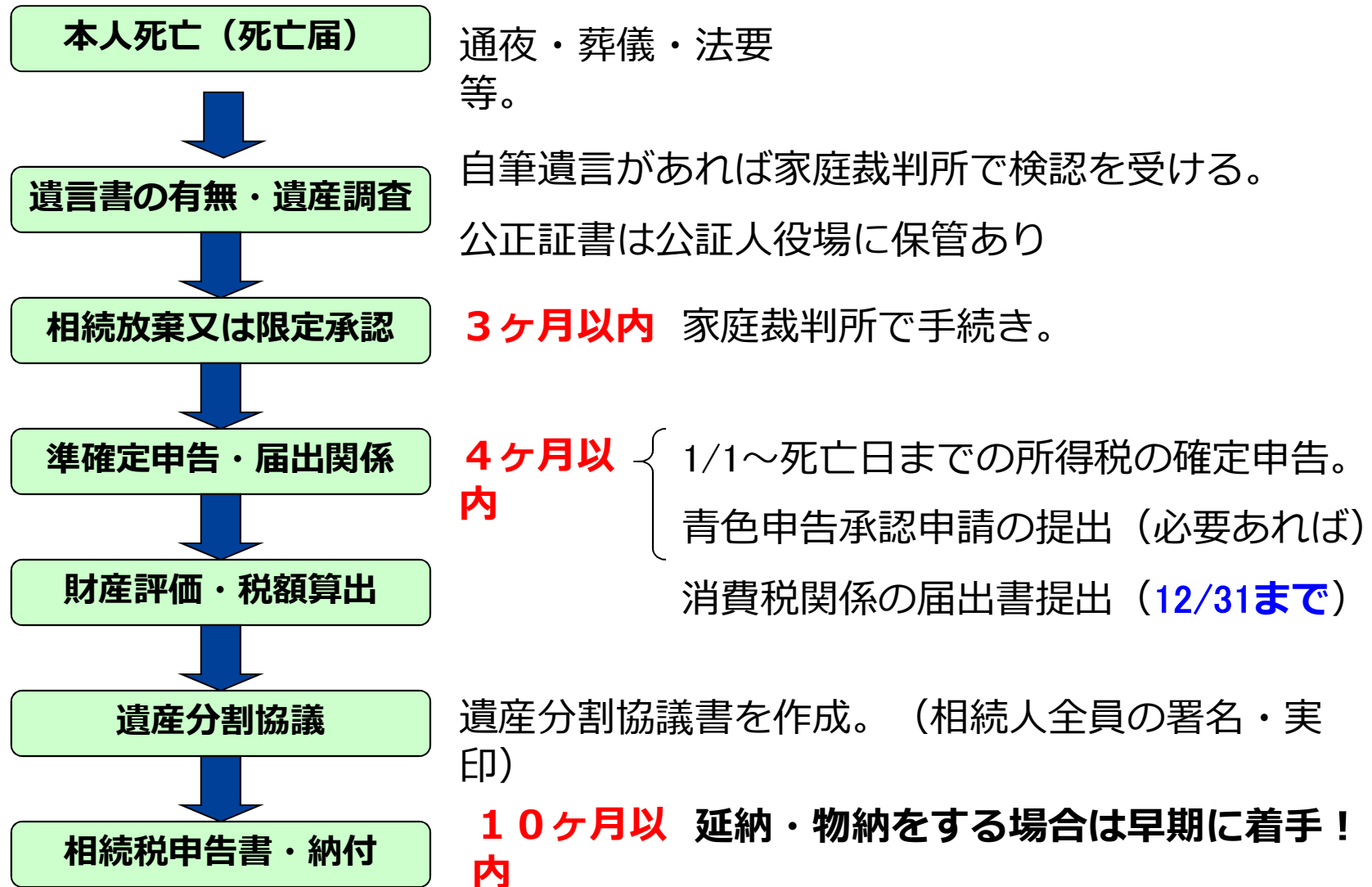


もらえるものはもらいたい!!



嫁って、一銭ももらえないの？

もらって当たり前だと
思っている子が多い。



相続の基礎知識 税金がかかるのは

財産

- 正の財産 - 負の財産

基礎控除

- $3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

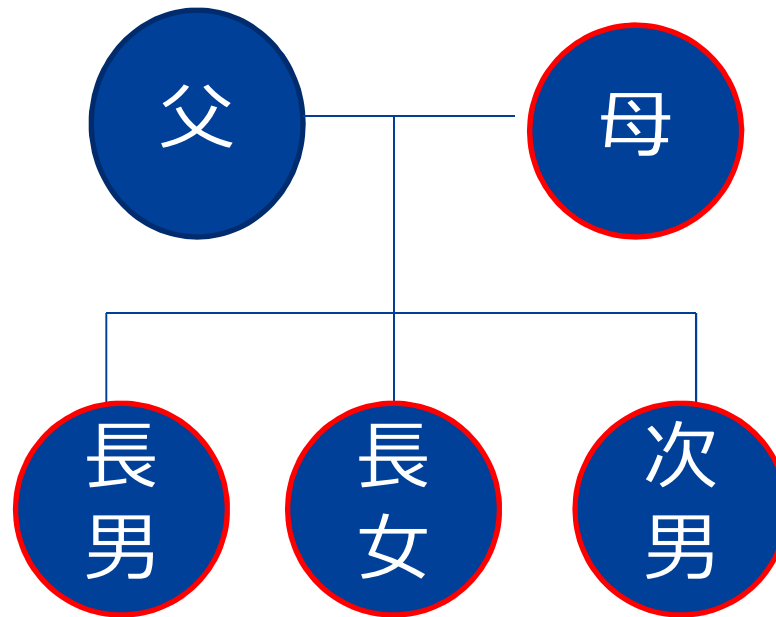
配偶者控除

- 法定相続分 $1/2$
- 1億6千万円

申告は基礎控除以上財産があった場合、**相続後10ヶ月以内**に申告・納付

基礎控除

全体資産からの控除額



3000万円

+ 600万円×法定相続人の数

相続の基礎知識

一次、二次相続税

配偶者1名 子供2人の事例

一次相続

	配偶者軽減後	改正前	改正後	増加額
相続税の課税価格	1億円	100万円	315万円	+215万円
	3億円	2,300万円	2,860万円	+560万円
	5億円	5,850万円	6,555万円	+705万円
	10億円	1億6,650万円	1億7,810万円	+1,160万円
	20億円	4億950万円	4億3,440万円	+2,490万円

二次相続

	一次をそのまま二次	改正前	改正後	増加額
相続税の課税価格	5,000万円	0	80万円	+80万円
	1億5,000万円	1,200万円	1,840万円	+640万円
	2億5,000万円	4,000万円	4,920万円	+920万円
	5億円	1億3,800万円	1億5,210万円	+1,410万円
	10億円	3億7,100万円	3億9,500万円	+2,400万円

法定相続分

	相続時の状況	法定相続人と法定相続分	備 考
第1順位	子 供:有	配偶者 1/2 子 1/2	配偶者がいなければ子が全財産を相続
第2順位	子 供:無 直系尊属:有	配偶者 2/3 直系尊属 1/3	配偶者がいなければ直系尊属が全財産を相続
第3順位	子 供:無 直系尊属:無	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	配偶者がいなければ兄弟姉妹が全財産を相続

※必ずしもこの割合で分ける必要はありません。

※相続税の計算するときや分け方が決まらないときは民法上で決められた法定相続分でわかる。

遺留分

遺留分（いりゅうぶん）とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合をいう。被相続人の兄弟姉妹以外の相続人には相続開始とともに相続財産の一定割合を取得しうるという権利（**遺留分権**）が認められる（1028条）。

1. 配偶者や子 ⇒法定相続分×1/2
2. 父母などの直系尊属 ⇒法定相続分×1/3
3. 兄弟姉妹の ⇒遺留分なし

※大事なことは遺留分を考慮する

※遺留分減殺請求をさせない親族関係をつくっておく

贈与の注意 ※贈与税には要注意！

① 証拠を残す



- ・振り込む
- ・契約書を作成
- ・贈与税申告

② あげる人、もらう人の合意が必要



③ もらった人が自由に使える状態



これでは贈与にならない！

④ 分割と見なされないように

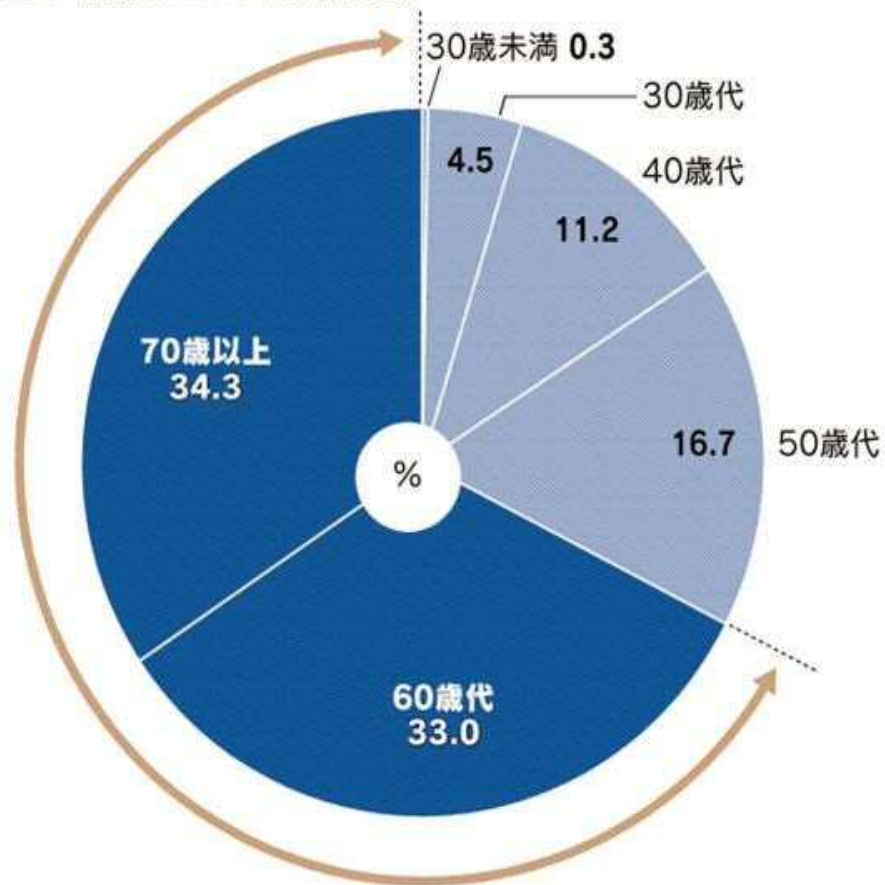


1,000万円の分割払いと見なされる

日本の金融資産

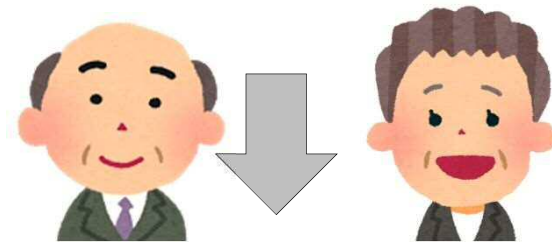
個人の金融資産は1,600兆円だが・・・

個人金融資産の多くは高齢者が保有
(世帯主の年齢別、2013年家計調査)



60歳以上の金融資産約 7 割

50歳以上になると 8 割以上



高齢者間で財産が
循環している
日本経済にとってマイナス

贈与税改正後の速算表

～6段階から8段階へ～

基礎控除後の課税価額	改正前 (平成26年12月31日まで)		改正後 (平成27年1月1日より)			
	税率(%)	控除額 (万円)	直系尊属		一般贈与	
			税率(%)	控除額 (万円)	税率(%)	控除額 (万円)
200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円			20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	50%	225万円	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下			45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下			50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超			55%	640万円		

贈与は緩和

検討すべき贈与の手法

- ① 相続時精算課税
- ② 贈与税の配偶者控除 (不動産贈与)
- ③ 教育資金の一括贈与
- ④ 結婚 出産 子育て資金の一括贈与
- ⑤ 住宅取得資金の贈与 (不動産贈与)

そもそも生活費と教育費は贈与税の対象外

扶養義務者相互間において「生活費」又は「教育費」に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象とはならない。

○ 扶養義務者とは？

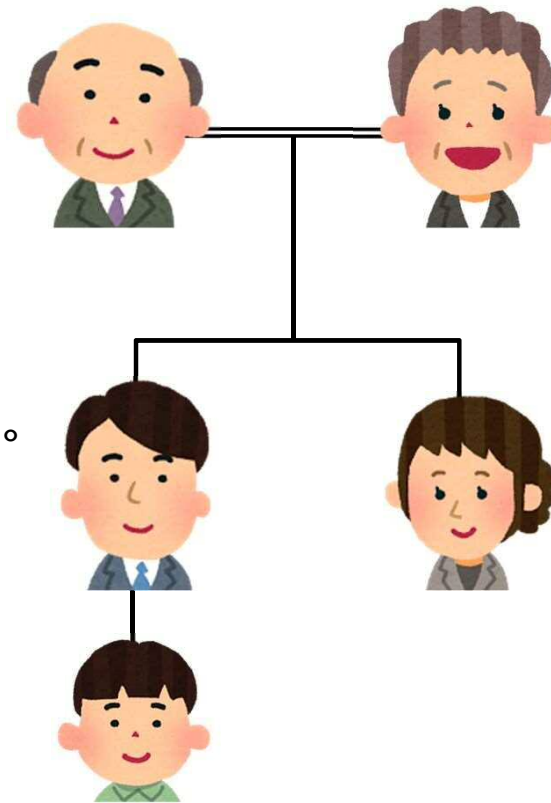
配偶者、直系血族

○ 生活費とは？

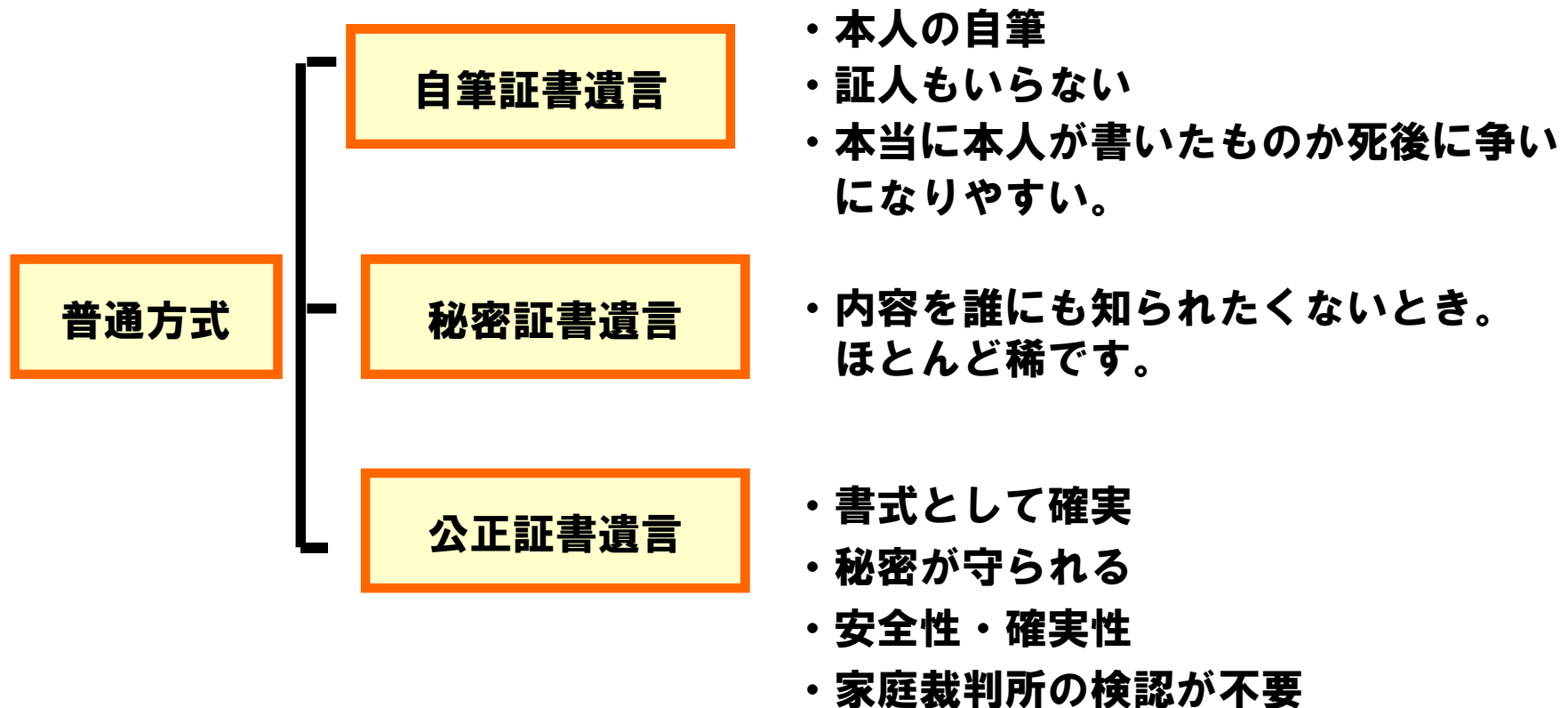
その者の通常の日常生活を営むに必要な費用。
また治療費や養育費その他これらに準ずるもの。

○ 教育費とは？

被扶養者（子や孫）の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限られない。



遺言の種類



自筆遺言の注意点

1. 遺言者本人が自筆
パソコンでの遺言は法律的に無効
(他人代筆も不可)
2. 日付
3. 自分の氏名、印鑑 (認) 押印
4. 封印後⇒保管必要
5. 相続時は家庭裁判所にて検認手続き

公正証書遺言のメリット

1. 確実性

内容、証人による意思確認、保管

2. 即効性（相続後）

遺言執行人が相続後すぐに実行できる

3. 効率性

相続時検認の必要性なし

やり直しも公証人が書き直し

公正証書遺言の手順

1. 遺言する内容（誰にどの財産）決定（相続税試算）
2. 付言事項・思いの部分を書き出す
3. 予備的遺言・遺言執行人の決定
4. 証人を決める。（2人）
5. 公証人が戸籍や内容チェック⇒事前下書き
6. 遺言をする本人と証人が公証役場へ
7. 公証人に対し遺言の内容、意志を話す
8. 公証人、本人、証人が署名押印し公正証書完成

（公証人役場で謄本と引換に料金現金払）

※ 1～3が決定すれば、4～8まで約1ヶ月程度

公正証書遺言 費用

■公証人役場費用	目的の価額	手数料
証書の作成	100万円まで	5000円
	200万円まで	7000円
	500万円まで	11000円
	1000万円まで	17000円
	3000万円まで	23000円
	5000万円まで	29000円
	1億円まで	43000円
	以下超過額5000万円までごとに3億円まで43000円に13000円加算、3億～10億円以下は、95000円に5000万円ごとに11000円プラス、10億を超えれば、249000円に5000万円ごとに8000円を加算（※相続人ごと）	

まとめ

1. 現状把握やライフプランからはじめてみる
2. 相続、生前贈与、遺言対策はご自身が知識をつけてしっかりやる
3. 長く信頼できる専門家を選ぶ

ご清聴

ありがとうございました！